福祉バス利用上の注意事項

【重要事項】

福祉バスは「公用バスの空きを利用し福祉団体に貸し出すことにより、地域福祉の増進を図る」ために運行する、犬山市独自の制度です。「**観光バス」ではありませんのでご了承ください。** 皆さまには、常に犬山市の代表として乗車していることを意識したご利用をお願いします。

< 車 両 >	<27号車>	<28号車>
定員(補助席含む)	28人	28人
車イス	非対応	2台乗車可能
運 休 日	12月29日~翌年1月3日 / 車検・点検、修理などが必要な日	
高速道路料金区分	中型車	特大車
名古屋高速料金区分	中型車	大型車
ETC 機器装置	設置あり(詳細は「ETCカードの使用について」を参照)	
利 用 時 間	午前9時(出発場所) ~ 午後4時30分(帰着場所)	
運 行 距 離	片道100km以内の日帰り	(一日の運行距離は250㎞以内)
利 用 者 負 担	燃料費、高速道路など通行料金、駐車場料金など	
予 約 受 付	3ヶ月前の初日から予約受付開始(土・日・祝日の場合は翌開庁日)	
	※「市老人クラブ連合会」「市子供会育成連絡協議会」に未加入の老人クラブ	
	及び子供会については、2カ月前の初日からの受付開始となります。	
	☆ 予約受付開始日の流れ (バス利用登録が完了している団体が対象)	
	【仮受付】 午前9時00分~9時15分	① 申請者各位で仮受付簿に希望日・
		希望号車をご記入いただきます。
		② 利用希望の重複があった場合、
	※R7.12.1 から変更しています。	団体同士の話し合い、または
		抽選により利用日を決定します。
	【本受付】 午前9時15分〜終了まで	③ 午前9時15分までの仮受付の中で
		重複がないことが確認できましたら、
		仮受付を確定し、「予約確認票」を
		お渡しします。
	※R7.12.1から変更しています。	※ 午前9時15分以降の利用希望は、
		従来通り先着順で受付します。
	※ 電話での予約も受付しますが、「予約受付開始日」については	
	本受付が全て確定した後の受付となりますのでご了承ください。	
申請書の提出期限	利用日の14日前(2週間前)。提出がない場合は利用できません。	
運 行 中 止	当日、午前7時時点で、犬山市及び目的地までの経路に「暴風」	
	「大雨」など警報が発令されている時、積雪時 など	
	※ 車両故障などにより、天候以外でも運行中止の場合があります。	
	(運行中止の場合も「代車」はありませんのでご留意ください)	
利 用 人 数	乗車定員(補助席含む)の半数未満での利用はできません。	
目的地などの	利用者で事前にご確認いただき、予約を確実に行ってください。	
駐 車 場	(路上駐車や私用地への無断駐停車は絶対に行わないでください)	
原 状 回 復	バスを汚損・破損した時は、速やかに原状回復してください。	

【その他 注意点など】

- ・ 道路交通法に従って運行しますので、乗降場所、経路及び目的地の道路規制は事前に 確認してください。なお、乗降場所が私有地の場合は、所有者に必ず許可をとってください。
- ・ 走行中は、運転士の指示に従い、必ずシートベルトを着用してください。
- ・ バスへのベビーシートやチャイルドシートの固定は困難なことから、自立着座できない方の 乗車は運行の安全上ご遠慮いただきます。なお、ジュニアシート(概ね4歳児以上対象)の 貸出しは行っています。
- 車内での喫煙及び飲食はご遠慮ください。ただし、お茶など最低限の水分補給は可能です。
- ・ 酒気を帯びての乗車(車内での飲酒を含む)は、一切お断りします。
- ・ 走行中、窓から手や顔を出したり、むやみに座席から立ち上がったりしないでください。 (急停車する場合があります)
- ・ ゴミは責任をもって、各自持ち帰ってください。
- ・ 運転士への心付けなどは、固くご遠慮申し上げます。

上記の注意点などをお守りいただけない場合は、利用を制限させていただきます

バス座席 义 27号車 28号車 1 運転席 運転席 2 2 4 5 補3 4 5 1 補3 7 6 7 補6 8 車 8 補10 車イス29 9 11 12 全長 全長 ・イス用 8.99m 6.99m ハネ上げ時 13 補14 15 16 車イススペース 9 10 11 17 補18 19 20 12 13 23 24 21 14 15 補16 17 18 補22 25 | 26 | 27 | 28 19 20 補21 22 23 全幅2. 08m ı全高2. 64m 25 27 28 24 26 ※ 補 は補助席 全幅2. 32m |全高3. 10m <附属設備> <附属設備> ETC装置/車内マイク/CD ETC装置/車内マイク/CD

ETCカードの使用について

- ① 高速道路等有料道路でETCカードの使用を希望する場合は、申請書等の「ETCカード使用」 欄に使用の有無を記入してください。
- ② ETCカードは、各利用者で用意してください。
- ③ ETCカードの使用を希望する場合、当日乗車時に、運転手に使用するETCカードを手渡し してください。受取時に、ETCカード所有者に「ETCカード預かり中」カードを渡します。
- ④ 目的地到着(帰着時)の際、降車時にカード所有者に「ETCカード預かり中」カードと交換で ETCカードを返却します。
- ⑤ バス運行中の受け渡しは、危険ですので、ご遠慮ください。